

種の保存法における各種義務違反に係る罰則等一覧 (H29 年改正後)

※赤字は H29 年改正による新設規定

※青字は H29 年改正により罰則を引き上げた規定

※太字は H25 年改正により罰則を引き上げた規定

(6ヶ月→1年、50万円→100万円・法人 2000万円/1年→5年、100万円→500万円・法人 1億円)

(捕獲等及び譲渡し等の規制)

条項	義務違反	命令・取消し等	刑罰(懲役・罰金)・過料
9	国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の禁止違反	・違反に係る個体の譲渡し等命令(11I)	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科(57の2①)
10I	偽りその他不正の手段による捕獲等の許可取得	・許可の取消し(※種の保存に支障を及ぼすと認めるとき。11IV)	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科(57の2②)
10IV	捕獲等許可に付された条件違反	・飼養栽培施設の改善等の措置命令(11III) ・許可の取消し(※種の保存に支障を及ぼすと認めるとき。11IV)	・6月以下又は50万円以下(59①)
10VIII	捕獲等の際の許可証又は従事者証の不携帯	・許可の取消し(※種の保存に支障を及ぼすと認めるとき。11IV)	・30万円以下(63①)
10IX	許可を受けて捕獲等を実施した者の個体の取扱い義務違反	・捕獲等許可者に対する措置命令(11III)	・なし
11I	違法な捕獲等を行った者に対する譲渡し等命令違反	・なし	・1年以下又は100万円以下(58①)
11III	捕獲等許可者に対する飼養栽培施設の改善等の措置命令違反	・許可の取消し(※種の保存に支障を及ぼすと認めるとき。11IV)	・1年以下又は100万円以下(58①)
12I	希少野生動植物種の個体等の譲渡し等の禁止違反	・当該違反に係る個体等の譲渡し等命令(14I)	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科(57の2①)
13I	偽りその他不正の手段による譲渡し等の許可取得	・なし	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科(57の2②)
13IV	譲渡し等の許可に付された条件違反	・飼養栽培施設の改善等の措置命令(14III)	・6月以下又は50万円以下(59①)
14I	違法な譲渡し等を行った者に対する措置命令違反	・なし	・1年以下又は100万円以下(58①)
14III	譲渡し等許可者に対する飼養栽培施設の改善等の措置命令違反	・なし	・1年以下又は100万円以下(58①)
15I	特定第一種国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等の輸出入の禁止違反	・輸出国内又は原産国内の適当な施設への個体等の返送命令(16I)	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科(57の2①)
16I	外為法の承認を受けずに輸出入をした者に対する個体等の返送命令違反	・なし	・1年以下又は100万円以下(58①)
16II	外為法の承認を受けずに個体等の輸出入をした者から、それを知り譲渡し等の禁止に違反して個体等の譲受けをした者に対する返送命令違反		
17	希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布目的での陳列又は広告の禁止違反	・陳列又は広告の中止等の措置命令(18)	・1年以下又は100万円以下(58②)
18	希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布目的での陳列又は広告の禁止違反者に対する措置命令違反	・なし	・1年以下又は100万円以下(58①)
19I	捕獲等許可者若しくは譲渡し等許可者又は輸入者等に係る報告徴収及び立入検査受忍義務違反	・捕獲等の許可の取消し(※種の保存に支障を及ぼすと認めるとき。11IV)	・30万円以下(63②)

(個体等の登録)

条項	義務違反	命令・取消し等	刑罰（懲役・罰金）・過料
20 I	偽りその他不正の手段による国際希少野生動植物種の個体等の登録	・登録の取消し（22の2）	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科（57の2②）
20 VI	偽りその他不正の手段による個体等の登録の変更登録		・1年以下又は100万円以下（58③）
20 VII	個体識別措置に係る変更登録義務違反		・1年以下又は100万円以下（58②）
20 VII	偽りその他不正の手段による個体識別措置に係る変更登録		・1年以下又は100万円以下（58③）
20 IX	偽りその他不正の手段による登録票の書換交付		
20 X	偽りその他不正の手段による登録票の再交付		
20 XI	個体等の登録に係る変更の届出義務違反	・なし	・30万円以下（63③）
20の2 I	偽りその他不正の手段による個体等の登録の更新	・登録の取消し（22の2）	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科（57の2②）
20の3 I	偽りその他不正の手段による原材料器官等の事前登録		・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科（57の2②）
20の4 I	事前登録をした原材料器官等の譲渡し等をしようとする際の事前登録済証への必要事項記載及び添付義務違反	・なし	・なし ※事前登録済証を添付せずに個体等の譲渡し等をした場合には21Ⅲ違反
20の4 I 本文	事前登録をした原材料器官等以外の原材料器官等の当該事前登録済証への記載又は虚偽記載	・事前登録を受けた者に対する事前登録済証への記載禁止命令（20の4Ⅳ）	・6月以下又は50万円以下（59②）
20の4 I ただし書	事前登録後1年以上経過後の事前登録済証への記載禁止違反	・なし	・30万円以下（63④）
20の4 II	事前登録済証に係る定期報告義務違反		・30万円以下（63⑤）
20の4 III	不記載の事前登録済証の返納義務違反		・30万円以下（63④）
20の4Ⅳ	事前登録を受けた者に対する事前登録済証への記載禁止命令	・事前登録済証の返納命令（20の4Ⅵ）	・6月以下又は50万円以下（59③）
20の4Ⅴ、Ⅵ	事前登録を受けた者に対する事前登録済証の返納命令違反	・なし	
20の4Ⅶ	事前登録を受けた者に対する報告徴収の受忍義務違反		・30万円以下（63⑤）
21 I～Ⅴ	登録又は事前登録に係る個体等の管理等義務違反		
21Ⅵ	個体識別措置の識別義務違反	・登録の取消し（22の2）	・30万円以下（63⑥）
22 I	登録票又は事前登録済証の返納義務違反 ※登録票の有効期間が満了した場合を返納義務対象として追加	・なし	・30万円以下（63⑥）
22 II	登録票の返納後に個体等を回復した場合における偽りその他不正の手段による登録票の再交付	・登録の取消し（22の2）	・1年以下又は100万円以下（58③）

(機関)

条項	義務違反	命令・取消し等	刑罰（懲役・罰金）・過料
24 I 33 の 16 I 33 の 27 I	関係事務の不遅滞実施義務違反	・ 関係事務の実施命令（26 II、33 の 18 II、33 の 29 II）	・ なし
24 II 33 の 16 II 33 の 27 II	関係事務の公正実施等義務違反	・ 関係事務の実施命令（26 II、33 の 18 II、33 の 29 II）	
24 III 33 の 16 III 33 の 27 III	事前の変更届出義務違反（軽微な事項に係るものを除く。）	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	
24 IV 33 の 16 IV 33 の 27 IV	事後の変更届出義務違反（軽微な事項に係るものに限る。）	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ なし
24 V 33 の 16 V 33 の 27 V	関係事務の実施に関する規程の認可義務違反	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ なし
24 VI 33 の 16 VI 33 の 27 VI	財務諸表等の記載等義務違反（当該機関の役員又は職員が罰則対象）	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ 20 万円以下（66①）
24 VII 33 の 16 VII 33 の 27 VII	利害関係人等による請求の拒否（当該機関の役員又は職員が罰則対象）	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ 20 万円以下（66②）
24 VIII 33 の 16 VIII 33 の 27 VIII	帳簿記載等義務違反（当該機関の役員又は職員が罰則対象）	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ 30 万円以下（64①）
24 IX 33 の 16 IX 33 の 27 IX	関係事務の休止又は廃止に係る許可取得義務違反（当該機関の役員又は職員が罰則対象）	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ 30 万円以下（64②）
25 I 33 の 17 I 33 の 28 I	秘密保持義務違反	・ なし	・ 6 月以下又は 50 万円以下（60）
26 I 33 の 18 I 33 の 29 I	基準不適合の場合の適合措置命令違反	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	・ なし
26 II 33 の 18 II 33 の 29 II	関係事務の実施命令又は改善命令違反	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	
26 III 33 の 18 III 33 の 29 III	規程変更命令違反	・ 機関登録の取消し又は関係事務の停止命令（26 V、33 の 18 V、33 の 29 V）	
26 V 33 の 18 V 33 の 29 V	関係事務の停止命令違反（当該機関の役員又は職員が罰則対象）	・ なし	・ 6 月以下又は 50 万円以下（61）
27 I 33 の 22 33 の 33	報告徴収及び立入検査受忍義務違反（当該機関の役員又は職員が罰則対象）	・ なし	・ 30 万円以下（64③）

(事業)

条項	義務違反	命令・取消し等	刑罰（懲役・罰金）・過料	
30 I・II 33 の 2	特定国内種事業、特定国際種事業の届出義務違反又は虚偽の届出	・なし	・50万円以下（62①）	
30IV・VI 33 の 5	特定国内種事業、特定国際種事業の廃止の届出義務違反		・30万円以下（63⑥）	
31 I・IV 33 の 3 I	特定国内種事業者、特定国際種事業者の譲受け又は引受けをする際の氏名等聴取義務違反	・遵守義務確保のための指示（32 I・III、33 の 4 I）	・なし	
31 II・IV 33 の 3 II	特定国内種事業者、特定国際種事業者の譲渡し等に関する事項の書類記載及び保存義務違反			
31 III・IV 33 の 5	特定国内種事業者、特定国際種事業者の陳列又は広告をする際の届出番号等表示義務違反			
32 I・III 33 の 4 I	特定国内種事業者の遵守義務（31）違反、特定国際種事業者の遵守義務（33 の 3、33 の 5）違反に対する指示違反	・業務停止命令（32 II・III、33 の 4 II）		
32 II・III 33 の 4 II	特定国内種事業者、特定国際種事業者に対する指示違反に係る業務停止命令違反	・なし	・6月以下又は50万円以下（59③）	
33 I・II 33 の 5	特定国内種事業者、特定国際種事業者に係る報告徴収及び立入検査受忍義務違反		・30万円以下（63⑦）	
33 の 6 I	偽りその他不正の手段による特別国際種事業者の登録	・規定遵守措置命令（33 の 12） ・登録の取消し又は業務停止命令（33 の 13）	・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科（57 の 2②）	
33 の 7 I	特別国際種事業者に係る変更届出義務違反		・30万円以下（63⑥）	
33 の 9	特別国際種事業の廃止の届出義務違反		・5年以下若しくは500万円以下又はこれらの併科（57 の 2②）	
33 の 10 I	偽りその他不正の手段による特別国際種事業者の登録の更新		・なし	
33 の 11 I	特別国際種事業者の譲受け又は引受けをする際の氏名等聴取義務違反			
33 の 11 II	特別国際種事業者の譲渡し等に関する事項の書類記載及び保存義務違反			
33 の 11 III	特別国際種事業者の陳列又は広告をする際の登録番号等表示義務違反			
33 の 12	特別国際種事業者に対する規定遵守措置命令	・なし	・1年以下又は100万円以下（58①）	
33 の 13	特別国際種事業者に対する業務停止命令違反	・規定遵守措置命令（第33条の12） ・登録の取消し又は業務停止命令（33 の 13）	・6月以下又は50万円以下（59③）	
33 の 14 I	特別国際種事業者に係る報告徴収、物件提出又は立入検査受忍義務違反		・30万円以下（63⑦）	
33 の 14 II	特別国際種事業者と取引する者に係る報告徴収及び物件提出受忍義務違反	・なし		
33 の 23 I	特別国際種事業者の管理票作成義務違反	・規定遵守措置命令（33 の 12） ・登録の取消し又は業務停止命令（33 の 13）	・6月以下又は50万円以下（59④）	
33 の 23 I・II	特定国際種事業者又は特別国際種事業者の管理票への虚偽事項の記載	・規定遵守措置命令（33 の 12） ・登録の取消し又は業務停止命令（33 の 13） ※特別国際種事業者に限る。 ・管理票の作成禁止命令（33 の 23⑥） ※特定国際種事業者に限る。	・6月以下又は50万円以下（59⑤⑥）	
33 の 23 III～V	特定国際種事業者又は特別国際種事業者の特定器官等及び管理票の添付義務又は譲渡し若しくは引渡しの際の管理票の写しの保存義務違反	・規定遵守措置命令（33 の 12） ・登録の取消し又は業務停止命令（33 の 13） ※特別国際種事業者に限る。	・30万円以下（63⑥）	
33 の 23 VI	特定国際種事業者に対する管理票作成禁止命令違反	・なし	・6月以下又は50万円以下（59③）	
33 の 24	管理票の作成制限違反	・なし	・6月以下又は50万円以下（59④）	
33 の 25 I	偽りその他不正の手段による、適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の取得	・規定遵守措置命令（33 の 12） ※特別国際種事業者に限る。	・30万円以下（63⑧）	
33 の 25 IV	認定を受けた製品以外への標章の取付禁止違反	・規定遵守措置命令（33 の 12） ・登録の取消し又は業務停止命令（33 の 13） ※特別国際種事業者に限る。	・30万円以下（63⑨）	

